

平成21年度入札参加資格審査申請書に添付提出
する経営事項審査結果通知書について(通知)

平素は瀬戸内市の建設行政につきまして格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年度入札参加資格審査申請について受付を終了したところですが、平成20年4月1日から経営事項審査制度が大幅に改正されたことに伴い、市発注建設工事の適正な執行を期するため、平成21年度入札参加資格審査申請書に添付提出する経営事項審査結果通知書を次の通り取り扱うこととしましたので通知します。

つきましては、再審査の手続きが必要となる対象の方は、再審査を受審し、改正後の経営事項審査結果通知書を準備されますよう周知いたします。

なお、平成21年度入札参加資格審査申請に改正前の制度による経営事項審査結果通知書を添付提出された場合は、審査の対象になりませんので、ご注意ください。

記

1 経営事項審査結果通知書

平成21年度入札参加資格審査申請添付提出用の経営事項審査結果通知書は、平成20年4月1日施行の経営事項審査制度改正後の経営事項審査結果通知書とする。

2 再審査の手続きが必要となる対象者

経営事項審査の審査基準日が平成19年8月1日から平成20年3月31日までの者のうち平成20年3月までに改正前の制度による経営事項審査結果通知を受けている者で、平成21年度入札参加資格審査申請を希望する者

2 再審査の申立期間

平成20年4月1日から平成20年7月29日まで

3 その他

再審査の手続き等については、参考資料「経営事項審査制度の改正について」(岡山県ホームページから抜粋)を参照してください。

問合せ先 瀬戸内市役所 企画財政部 財政課 ()0869-22-3906

経営事項審査制度の改正について

経営事項審査制度が平成20年4月1日から大幅に改正されます。その概要、改正後の申請書等については、別紙をご覧ください。

4月1日以降に申請される方から改正後の制度が適用されます。決算日にかかわらず、あくまでも申請の時期によって、改正前の制度による申請か、改正後の制度による申請かに分かります。

なお、改正前の制度による申請の期限は、3月7日(金)までとなります。

また、原則として3月8日から3月31日までの間は、経営事項審査申請書の受付は行いませんのでご注意ください。

○既に受審済みの経営事項審査の結果の有効性

経営事項審査を受審し、結果の通知を受け、その結果が有効期限内(決算日から1年7か月有効)にあるものについては、平成20年4月1日以降も有効です。

必ずしも改正後の制度により受審し直す必要はありません。

○再審査

平成20年3月までに改正前の制度による結果通知を受けた方で、改正後の経営事項審査の結果を希望される方については、平成20年4月1日から平成20年7月29日までの間に限り、再審査の申し立てを行うことができます。

なお、再審査を受けた場合、改正前の制度による結果通知は無効となります。

再審査については、県に対する手数料は必要ありません。

○再審査が可能なもの

再審査の申請日に有効な経営事項審査の結果

(再審査申請日の1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果のうち直近のもの)

○再審査の手続き

改正後の制度による申請書を新たに作成のうえ所管の県民局・支局へ提出し、指定審査を受審してください。

(1) 提出書類

再審査を申し立てる方は、次の書類を提出してください。

- ① 改正後の様式による経営事項審査申請書一式(正・副各1部)
- ② 改正後の項目及び基準によって通知された経営状況分析結果通知書

(2) 指定審査時の持参書類

- ① 改正前の制度による経営事項審査申請書(副本)及び結果通知書(原本)
- ② 制度改正により新たに設けられた評価項目に係る確認書類

(3) 「申請等の区分」はコード4を記載すること。

(4) その他申請書記載の留意事項(表紙を除く申請書2枚目の下段)

- ① 「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記載すること。
- ② 「再審査を求める事項」欄に「平成20年4月1日施行の改正に係る事項」と記載し、「再審査を求める理由」欄に「制度改正のため」と記載すること。

(5) その他

改正前の制度による経営事項審査結果を中国地方整備局から通知された後、再審査申し立て時に岡山県知事許可へ許可換えとなっている場合、再審査の申し立て先は岡山県（所管の県民局・支局）となります。

改正前制度による経営事項審査結果を岡山県から通知された後、再審査申し立て時に大臣許可業へ許可換えとなっている場合、再審査の申し立て先は中国地方整備局となりますが、申請書の提出は所管の県民局・支局となります。

○入札参加資格申請上の取扱

岡山県

平成20・21年度における入札参加資格審査申請に係る経営事項審査の結果については、今回の制度改正に伴い、次のとおり取り扱うこととなりますのでご注意ください。

○受付済み(第1回)のもの

改正前の制度による経営事項審査の結果をもって格付けを行いますので、今後、手続き等は一切必要ありません。

なお、希望により再審査を受けた場合でも、その結果は格付けに反映しません。

○追加受付(第2回～4回)の場合

追加申請をされる方が有している経営事項審査の結果については、改正前の制度による結果または改正後の制度による結果（再審査を含む）のいずれかとなりますが、対象となる審査基準日のものであれば、いずれであっても、その結果をもって格付けを行います。

なお、改正前の制度による結果を有している方が再審査を受けた場合、その時点において改正前の結果は無効となりますので注意してください。

岡山県以外

岡山県以外に入札参加資格申請を提出されている場合、それぞれ取扱を確認してください。

参考資料

(岡山県ホームページから抜粋)